

袋井市長
様

消費者問題ネットワークしずおか
代表 色川 卓男

消費者行政の充実に関する要望書

平成 21 年度から様々な施策において、交付金を活用してきたことと思います。しかし、交付金も来年度で終了します。その後は、各自治体の自己財源で消費者行政に取り組まなければなりません。交付金がない状況の中でも、消費者行政を衰退させることなく、消費者行政の推進に取り組んで頂くことを要望いたします。

また、消費者行政をより推進させるには、各地域で消費者行政の現状を把握し、客観的に見直す必要があると考えます。そこで、袋井市の消費者行政の充実に向けて、以下の点をご参考にしていただけたら幸いです。

1. 相談員の増員を要望いたします。

平成 22 年度のデータですと、袋井市の 1 日あたりの相談員数が 1 人になっております。10 年前の平成 12 年度には相談員が配属されていなかったため、窓口の充実が図られてきたことが伺えます。しかし 1 名ですと、相談員同士の話し合いもできず、相談者に対する対応も不十分になる可能性もあり、さらには相談員が研修に出向く時間の確保も難しいのではないかと考えます。相談員を複数配置できるよう、ご尽力いただければ幸いです。

2. 消費生活講座の充実を要望いたします。

多くの消費者に消費者問題に対する関心を高めてもらうには、まず、消費生活講座が充実している必要があると考えます。袋井市の講座回数は、平成 12 年度で 1 回であったのに対し、平成 22 年度で 7 回と増加しております。しかし、人口規模レベルの類似した御殿場市と比較しますと、御殿場市は 38 回もの講座を開催しています。講座の開催数を増やすことは、消費生活センターの認知度を上げることにもつながると考えられます。そのため、今後も講座開催数を増加していただければ幸いです。

3. 消費者団体の育成を要望いたします。

袋井市には消費者団体があると同っておりますが、さらに次世代の団体の担い手の育成に力を注いでいただきますよう要望いたします。それに向けた具体的施策として、リーダー養成講座の開設や消費者団体向けの会議室あるいは活動場所の提供などをご検討いただきたく存じます。

そもそも行政が消費者団体の育成を担う理由は、消費者基本法にその根拠があります。消費者基本法第 26 条において、消費者団体の自主的な活動の促進が定められております。消費者保護基本法には類似した条文があるように、国の消費者行政体制が確立した当時から、消費者団体の育成は、消費者の自立支援の一つであり、行政の責務であるといえます。これを理解した上で、消費者団体の育成に取り組んでいただけたら幸いです。